

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成29年10月12日(2017.10.12)

【公表番号】特表2016-503537(P2016-503537A)

【公表日】平成28年2月4日(2016.2.4)

【年通号数】公開・登録公報2016-008

【出願番号】特願2015-541758(P2015-541758)

【国際特許分類】

G 06 Q 50/22 (2012.01)

A 61 B 3/00 (2006.01)

【F I】

G 06 Q 50/22 106

A 61 B 3/00 Z

【誤訳訂正書】

【提出日】平成29年8月29日(2017.8.29)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0082

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0082】

顧客診断センターは、顧客に対する対話型屈折検査(interactive refraction test)を実行するために自動フォロップター141、レンズハウザー142及び／又は視力検査表145を用いてもよい。所定の実施の形態において、これは、自動フォロップター141及び／又はレンズハウザー142を用いて所定の倍率のレンズを顧客の目の前に配置し、(例えば、音声応答システムを介した)顧客インターフェースを用いて質問を顧客に対して提示するとともに応答を顧客から受信し、顧客の応答に基づいて、所定の倍率のレンズを異なる倍率を有するレンズに切り替え、その他を行う反復プロセスを有してもよい。質問は、視力検査表145に表示された情報を読むように顧客に求めること及び／又は表示された情報が現在の倍率のレンズによって明瞭になるかならないかを顧客に尋ねることを有してもよい。所定のこれらの実施の形態において、質問を、予め規定されたセットの格納された質問から及び／又は以前の質問に対する顧客の応答に基づいて検索してもよい。この反復プロセスは、顧客からの特定の組合せの応答の受信又は十分なデータを検査を通じて取得したことの決定のように一つ以上の条件又は基準に適合するまで継続してもよい。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

目の健康診査及び視力検査を提供するシステムであって、

顧客の目の検査に関連する顧客検査データを生成するように構成された顧客診断システムであって、前記顧客診断システムは、顧客から入力を受信するとともに顧客に情報を出力するように構成されたユーザインターフェースと、少なくとも一つの目の健康診査を含む複数の検査をユーザに対して実行する眼科用機器と、前記眼科用機器の動作を制御するように構成された機器コントローラと、を有する顧客診断システムと、

前記顧客検査データを前記顧客診断システムから受信するとともにアイケアの開業医に

よってネットワークを通じて前記顧客検査データにアクセスできるように構成された診断センターサーバと、

前記アイケアの開業医に関連する開業医装置であって、前記開業医装置は、前記顧客検査データの少なくとも一部を前記診断センターサーバから受信し、受信した顧客検査データを前記アイケアの専門家に対して表示し、かつ、表示された顧客検査データの前記アイケアの開業医による検討及び評価に関連する顧客評価データを生成するように構成された開業医装置と、

を備え、少なくとも部分的に前記顧客評価データに基づく目の健康診断書を、ネットワークを通じて顧客に提供し、

前記開業医装置は、前記ネットワークを通じて命令を前記顧客診断システムに送信するように構成され、前記顧客診断システムの前記機器コントローラは、前記顧客に対する複数の検査を実行する際に前記眼科用機器を制御するために前記命令を受信及び利用するよう構成され、前記顧客の目の検査は、前記複数の検査に関連する測定を行うために前記眼科用機器を利用する他覚的な部分と、前記複数の検査に関連する顧客に対する質問を提示するとともに前記複数の検査に関連する顧客からの応答を受信するために音声応答システムを利用する自覚的な部分と、を有し、前記顧客の目の検査の前記自覚的な部分は、反復プロセスを用いることによって行われ、

前記音声応答システムを介して前記顧客に提示するために、格納された質問のセットから質問を検索することであって、前記質問は、少なくとも部分的に以前の質問に対する前記顧客の応答に基づいて検索されることと、

前記音声応答システムを介して前記顧客から受信した応答に基づいて、前記眼科用機器を自動的に調整することと、

前記顧客から受信した応答の特定の組合せが十分なデータが収集されたことを示す一つ以上の条件を満足することを決定するまで、前記反復プロセスを繰り返すことと、を含むシステム。

【請求項 2】

前記診断センターサーバは前記顧客診断システムに統合される請求項 1 に記載のシステム。

【請求項 3】

前記眼科用機器は、顧客が前記顧客診断システムで総合的な目の健康診査を受診するのを可能にする目の健康機器を備え、前記目の健康機器は、少なくとも一つの眼圧計、デジタル撮像装置及び生物顕微鏡を有する請求項 1 に記載のシステム。

【請求項 4】

前記眼科用機器は、顧客が前記顧客診断システムで視力検査を受診するのを可能にする視力検査機器を備え、前記視力検査機器は、少なくとも一つの屈折計、フォロップター及びレンズ測定計を有する請求項 1 に記載のシステム。

【請求項 5】

リアルタイム接続が前記ネットワークを通じて前記開業医装置と前記顧客診断システムとの間で確立され、前記リアルタイム接続は、前記アイケアの開業医が顧客の目の検査中に顧客の診察及び顧客とのやりとりを行うことを可能にする請求項 1 に記載のシステム。

【請求項 6】

前記開業医装置は、顧客の目の検査中に前記眼科用機器を制御するためにコマンドを前記ネットワークを通じて前記顧客診断システムに送信するように構成された請求項 1 に記載のシステム。

【請求項 7】

前記診断センターサーバは、前記顧客検査データを生成するとともに前記顧客診断システムを通じて目の健康診査及び視力検査を受診した複数の顧客に関連する格納した検査データの分析に基づいて集計結果データを生成するように構成された請求項 1 に記載のシステム。

【請求項 8】

前記集計結果データは、特定の目の健康又は視力障害のリスクが高い個人のグループに関連する一つ以上の危険因子を有する請求項7に記載のシステム。

【請求項9】

前記診断センターサーバは、前記顧客検査データの受信に応答して、前記顧客検査データを処理するとともに処理された顧客検査データに対して前記アイケアの開業医が前記ネットワークを通じてアクセス可能にするように構成され、前記処理された顧客検査データは、前記顧客検査データに基づいて前記診断センターサーバによって生成した事前の評価データを有する請求項7に記載のシステム。

【請求項10】

前記事前の評価データは、少なくとも部分的に、顧客によって受診された以前の視力検査に関連するデータに基づく請求項9に記載のシステム。

【請求項11】

前記事前の評価データは、顧客に関連する一つ以上の眼疾患又は視力障害の識別を有する請求項9に記載のシステム。

【請求項12】

前記診断センターサーバは、前記顧客診断システムを通じて目の健康診査及び視力検査を以前に受診した他の顧客に関連するデータに基づいて顧客に対する商品の推奨を決定する請求項1に記載のシステム。

【請求項13】

前記ユーザインターフェースを介して顧客から受信した入力の少なくとも一部を、前記顧客検査データを生成するために利用する請求項1に記載のシステム。

【請求項14】

目の健康診査及び視力検査を提供する方法であって、
顧客の目の検査に関連する顧客検査データを顧客診断システムにおいてプロセッサによって生成することであって、前記顧客診断システムは、顧客から入力を受信するとともに顧客に情報を出力するように構成されたユーザインターフェースと、少なくとも一つの目の健康診査を含む複数の検査をユーザに対して実行する眼科用機器と、前記眼科用機器の動作を制御するように構成された機器コントローラと、を有することと、

診断センターサーバにおいて前記顧客検査データを前記顧客診断システムから受信するとともにアイケアの開業医によってネットワークを通じて前記顧客検査データにアクセスできるようにすることと、

前記アイケアの開業医に関連する開業医装置において前記顧客検査データの少なくとも一部を前記診断センターサーバから受信することと、

受信した顧客検査データを前記アイケアの専門家に対して表示することと、

表示された顧客検査データの前記アイケアの開業医による検討及び評価に関連する顧客評価データを、プロセッサによって生成することと、

を備え、少なくとも部分的に前記顧客評価データに基づく目の健康診断書を、ネットワークを通じて顧客に提供し、

前記開業医装置は、前記ネットワークを通じて命令を前記顧客診断システムに送信するよう構成され、前記顧客診断システムの前記機器コントローラは、前記顧客に対する複数の検査を実行する際に前記眼科用機器を制御するために前記命令を受信及び利用するよう構成され、前記顧客の目の検査は、前記複数の検査に関連する測定を行うために前記眼科用機器を利用する他覚的な部分と、前記複数の検査に関連する顧客に対する質問を提示するとともに前記複数の検査に関連する顧客からの応答を受信するために音声応答システムを利用する自覚的な部分と、を有し、前記顧客の目の検査の前記自覚的な部分は、反復プロセスを用いることによって行われ、

前記音声応答システムを介して前記顧客に提示するために、格納された質問のセットから質問を検索することであって、前記質問は、少なくとも部分的に以前の質問に対する前記顧客の応答に基づいて検索されることと、

前記音声応答システムを介して前記顧客から受信した応答に基づいて、前記眼科用機器

を自動的に調整することと、

前記顧客から受信した応答の特定の組合せが十分なデータが収集されたことを示す一つ以上の条件を満足することを決定するまで、前記反復プロセスを繰り返すことと、を含む方法。

【請求項 15】

前記診断センターサーバは前記顧客診断システムに統合される請求項14に記載の方法。
。

【請求項 16】

前記眼科用機器は、顧客が前記顧客診断システムで総合的な目の健康診査を受診するのを可能にする目の健康機器を備え、前記目の健康機器は、少なくとも一つの眼圧計、デジタル撮像装置及び生物顕微鏡を有する請求項14に記載の方法。

【請求項 17】

前記眼科用機器は、顧客が前記顧客診断システムで視力検査を受診するのを可能にする視力検査機器を備え、前記視力検査機器は、少なくとも一つの屈折計、フォロップター及びレンズ測定計を有する請求項14に記載の方法。

【請求項 18】

リアルタイム接続を、前記ネットワークを通じて前記開業医装置と前記顧客診断システムとの間で確立することであって、前記リアルタイム接続は、前記アイケアの開業医が顧客の目の検査中に顧客の診察及び顧客とのやりとりを行うことを可能にすることを更に備える請求項14に記載の方法。

【請求項 19】

前記開業医装置は、顧客の目の検査中に前記眼科用機器を制御するためにコマンドを前記ネットワークを通じて前記顧客診断システムの送信するように構成された請求項14に記載の方法。

【請求項 20】

目の健康診査及び視力検査に関連するサービスを提供するサーバであって、前記サーバは、

顧客診断システムで実行される顧客の目の検査に関連する顧客検査データを、コンピュータネットワークを通じて受信し、前記顧客診断システムは、顧客から入力を受信するとともに顧客に情報を出力するように構成されたユーザインターフェースと、少なくとも一つの目の健康診査を含む複数の検査をユーザに対して実行する眼科用機器と、前記眼科用機器の動作を制御するように構成された機器コントローラと、を有し、

ネットワークを介したアイケアの開業医による前記顧客検査データへのアクセスを許し、

前記顧客検査データの少なくとも一部を、診断センターサーバから前記アイケアの開業医に関連する開業医装置に送信し、

顧客検査データの前記アイケアの開業医による検討及び評価に関連する顧客評価データを前記開業医装置から受信するように構成され、少なくとも部分的に前記顧客評価データに基づく目の健康診断書を、ネットワークを通じて顧客に提供し、

前記開業医装置は、前記ネットワークを通じて命令を前記顧客診断システムに送信するように構成され、前記顧客診断システムの前記機器コントローラは、前記顧客に対する複数の検査を実行する際に前記眼科用機器を制御するために前記命令を受信及び利用するように構成され、前記顧客の目の検査は、前記複数の検査に関連する測定を行うために前記眼科用機器を利用する他覚的な部分と、前記複数の検査に関連する顧客に対する質問を提示するとともに前記複数の検査に関連する顧客からの応答を受信するために音声応答システムを利用する自覚的な部分と、を有し、前記顧客の目の検査の前記自覚的な部分は、反復プロセスを用いることによって行われ、

前記音声応答システムを介して前記顧客に提示するために、格納された質問のセットから質問を検索することであって、前記質問は、少なくとも部分的に以前の質問に対する前記顧客の応答に基づいて検索されることと、

前記音声応答システムを介して前記顧客から受信した応答に基づいて、前記眼科用機器を自動的に調整することと、

前記顧客から受信した応答の特定の組合せが十分なデータが収集されたことを示す一つ以上の条件を満足することを決定するまで、前記反復プロセスを繰り返すことと、を含むサーバ。